



令和2年3月吉日

お客様 各位

千葉信用金庫

民法改正等に伴う「でんさいサービス利用規定」の改正のお知らせ

平素より、千葉信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月1日に施行される民法改正等を踏まえ、「でんさいサービス利用規定」を下記のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客様も対象となります。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正日

令和2年4月1日（水）

2. 主な改正内容（下線部が変更、追加箇所）

(1) 申込の契約成立に係る条項の追加

第1条（利用の申込み）

1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに提出を受け、これを当金庫が承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

(2) 利用時間、手数料等変更時の周知方法の明確化

第14条（利用日・利用時間）

2. 前項の利用日および利用時間については、変更する場合があります。変更にあたっては、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表します。

第16条（利用手数料）

3. 当金庫は、利用手数料を新設あるいは変更する場合があります。その場合は、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表します。

(3) 規定変更時の手続きの明確化

第34条（規定等の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(4) 譲渡・質入れ等の禁止条項の追加

第36条（譲渡・質入などの禁止）

本サービスに基づくお客様の権利は、譲渡・質入、第三者への貸与などはできません。

以上